

鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業業務委託 仕様書

1. 事業の目的

在宅の認知症高齢者等のいる世帯に対し、見守り支援員を派遣し、認知症特有の症状に対応した見守りや話し相手等の支援を行うことにより、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、認知症高齢者等の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

2. 利用対象者

市内に居住する認知症高齢者等（65歳以上、または、40歳から64歳までの要介護認定を受けている者）で、認知症高齢者日常生活自立度がⅡa以上であり、在宅での見守りを必要とする者。

3. 業務の内容

○利用者宅への見守り支援員の派遣

利用者宅において、主に見守りや話し相手等を行う。原則として直接身体に触れる介護は行わないが、トイレ誘導程度は必要に応じて実施する。

○利用者で見守り支援員とのコーディネート

①利用申請にかかるカンファレンスへの参加

②利用決定後、見守り支援員の中から訪問日時等、対象者と条件が合う支援員の選定

③対象者と見守り支援員との「なじみの関係づくり」の支援

・対象者と見守り支援員との顔合わせの場を設ける。（対象者宅への訪問）

・対象者の趣味や関心事等を見守り支援員に伝える。（対象者との会話）

④関係機関との連絡調整、情報提供

⑤事業実施状況の報告

4. サービスの提供時間等

24時間365日。（ただし、年末年始等事業者の休業日・休業時間は除く）利用者一人あたりの利用できる時間数は、ひと月80時間を上限とする。

5. 委託期間 契約日から令和6年3月31日

6. 契約金額内訳

業務種類	規格単位	利用時間帯	委託金額	内 訳	
				市負担額	利用者負担金
見守り支援員 利用料	1時間 あたり	7:30~20:00 (通常時間帯)	960円	760円	200円
		6:00~7:30 (早朝時間帯)	1,070円	820円	250円
		20:00~22:00 (夜間時間帯)	1,070円	820円	250円
		22:00~6:00 (深夜時間帯)	1,180円	880円	300円
交通費	片道2km以上の場合	1kmにつき	21円	21円	0円

※生活保護世帯は利用者負担金を無料とし、全額市の負担とする。

※受注者は利用者負担金を利用者から徴収する。

※市は契約金額から別表に定める利用者負担金を控除した額を委託料として受注者に支払う。

7. 委託料の支払い

委託業務を実施した月の翌月10日までに、発注者に請求書を提出する。

市は前項の請求書を受領した日から30日以内に受注者に委託料を支払う。

8. 個人情報の保護

この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。